第41号様式　過誤納金の還付（充当）通知書

　　　　　　　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 過誤納金還付通知書 | 　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 還付金額(③－④) | 円 | 　 | 税目 | 　 | 賦課年度 | 　 | 通知書番号 | 　 | 納めすぎた理由 | 　 |
| 対象年度 | 　 | 国税更正日 | 　 | 理由日付 | 　 |

(単位：円)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①　納付した金額 | ②　正しい金額 | ③　過誤納額(①－②) |
| 期別 | 収納日 | 領収日 | 税額 | 督手 | 延滞金 | 税額 | 督手 | 延滞金 | 税額 | 督手 | 延滞金 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 合計 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

(単位：円)

|  |
| --- |
| ④　充当額(過誤納額を未納額に充当した金額) |
| 賦課 | 対象 | 税目 | 通知書番号法人・指定番号 | 期別月別 | 申告区分 | 車両番号／事業年度 | 税額 | 督手 | 延滞金 | 充当日 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |